

## 公 告

次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 1 6 7 条の 6 第 1 項及び大分県契約事務規則（昭和 39 年大分県規則第 22 号）第 2 1 条の規定に基づき公告する。

令和 6 年 1 0 月 2 4 日

大分県別府土木事務所長 亀山 英弘

### 第 1 競争入札に付する事項

- 1 業 務 名 令和 6 年度 道維環単別委 第 6 - 6 0 号  
大分空港道路交通管理委託
- 2 業務場所 国道 2 1 3 号  
杵築市大字南杵築
- 3 履行期間 令和 6 年 1 2 月 1 日から令和 7 年 1 1 月 3 0 日まで
- 4 業務概要  
大分空港道路交通管理  
空港道路巡回 3 6 5 日
- 5 本業務の委託契約は、地方自治法(昭和 2 2 年法律第 6 7 号) 第 2 3 4 条の 3 に規定する長期継続契約であるため、委託契約を締結した日の属する年度の翌年度以降において、歳入歳出予算の当該金額について減額又は削除があった場合は、当該契約は解除する。
- 6 予定価格 70,015,000 円  
(※予定価格×100/110 = 63,650,000 円)

### 第 2 競争に参加する者に必要な資格に関する事項

- 1 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- 2 大分県から、入札参加資格等に係る指名停止措置を受けている期間中の者でないこと。
- 3 開札予定日以前 3 箇月以内に、手形交換所で不渡手形若しくは不渡小切手を出した事実又は銀行若しくは主要取引先からの取引停止等を受けた事実がある者でないこと。
- 4 破産法（平成 16 年法律第 75 号）の規定に基づく破産の申立て、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定に基づく申立てがなされていない者であること（会社更生法の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされた者であって、更生計画の認可が決定し、又は再生計画の認可の決定が確定した者を除く。）。
- 5 直近 1 事業年度の法人税、県税、消費税、地方消費税を完納していること。
- 6 大分県内に本店、支店又は営業所を有する者。  
ただし、支店又は営業所については、2 名以上の社員が常駐し、かつ当該委託業務の契約期間中継続して常駐していること。
- 7 大分県内で同種業務の経験（元請に限る。）が平成 26 年度以降（平成 26 年 10 月 1 日～令和 6 年 9 月 30 日）通算して 1 年以上あること。  
(同種業務とは、自動車専用道路（道路法第 48 条の 2 の規定による）又は高速自

動車国道における道路パトロール業務をいう。なお、受注業務名に係わらず、道路パトロール業務を含む場合はこれも同種業務の経験として取り扱う。）

- 8 同種業務の管理・監督の経験が過去に通算して1年以上ある業務代理人を専任で現地管理事務所に配置できること。

### 第3 入札手続等

#### 1 担当部局

大分県別府土木事務所総務課工事経理班

住所：別府市大字鶴見字下田井14-1

電話：0977-67-0211

#### 2 設計図書の閲覧

ア) 閲覧期間：令和6年10月25日 9時00分から  
令和6年11月15日17時00分まで  
※上記のうち、開庁日の開庁時間内に限る。

イ) 閲覧場所：別府土木事務所ホームページ  
<http://www.pref.oita.jp/site/beppu17003/>

#### 3 公告等に対する質問

ア) 受付期間：令和6年10月28日 9時00分から  
令和6年11月 7日17時00分まで  
※上記のうち、開庁日の開庁時間内に限る。

イ) 提出先：大分県別府土木事務所総務課工事経理班（2階）

ウ) 方法等：公告等に質問がある場合は、ア)の期間内にイ)の部署へ書面を持参し、提出すること。（任意様式）※郵送又は電送によるものは受け付けない。

#### 4 上記3の質問に対する回答

（質問書の提出を受けた場合は、下記により回答するとともに、閲覧に供する。）

ア) 質問者への回答：質問書の提出を受けた日の翌日から起算して4日以内（土曜日、日曜日及び祝日等の休日を除く）

イ) 閲覧期間：ア)の回答をした日から令和6年11月15日17時00分まで  
※上記のうち、開庁日の開庁時間内に限る。

ウ) 閲覧場所：別府土木事務所ホームページ  
<http://www.pref.oita.jp/site/beppu17003/>

#### 5 競争参加資格証明資料(以下「証明資料」という。)の提出

入札に参加する者は、下記により証明資料を提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。なお、作成方法は第4による。

ア) 提出期間：令和6年10月25日 9時00分から  
令和6年11月 8日17時00分まで  
※上記のうち、開庁日の開庁時間内に限る。

イ) 提出場所：大分県別府土木事務所総務課工事経理班（2階）

ウ) 提出方法等：イ)へ直接持参するものとする。直接持参以外による提出は受け付けない。

#### 6 競争参加資格の確認及び入札参加資格確認結果通知

競争参加資格の確認は、申請書及び資料の提出期限の日をもって行い、入札参加資格確認結果は令和6年11月13日までに書面にて通知する。

#### 7 入札参加資格の確認結果に対して説明の請求

6により入札参加資格がないと認められた者は、6の通知を行った日の翌日から起算して5日以内(土曜日、日曜日及び祝日等の休日を含まない。)に契約担当者に対して、入札参加資格がないと認められた理由の説明を求めることができる。

なお、説明の請求は書面（様式自由）を持参して提出するものとし、郵送又は電送によるものは受け付けないものとする。

提出場所は、大分県別府土木事務所総務課工事経理班とする。

8 入札参加資格の確認結果に対して説明請求への回答

7の請求を書面にて提出した者に対しては、別府土木事務所競争参加資格認定委員会の議を経たうえで書面により回答する。

なお、回答は7の請求期限の日の翌日から起算して5日以内（土曜日、日曜日及び祝日等の休日を含まない。）に行うものとする。

9 入札及び開札

入札参加者は、下記により入札書と業務費内訳書を提出すること。なお、入札書提出後速やかに開札を行う。

ア) 入札日時：令和6年11月18日10時00分

イ) 入札方法等：直接持参するものとする。直接持参以外による提出は受け付けない。なお、入札書の記載様式は【様式-6】とする。

なお、入札に当たっては、大分県別府土木事務所長により入札参加資格があることが確認された旨の通知書の写しを持参すること。

ウ) 場所：大分県別府土木事務所 小会議室（1階）

エ) その他：入札参加資格の確認を受けた者が入札に参加するためには、開札時において証明資料に記載された事項を満たしていなければならない。

10 入札方法等

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

第4 証明資料の作成等

競争参加資格を有することを証明するため、第2に留意のうえ、証明資料を次のとおり作成し、提出すること。また、証明資料と併せて誓約書を提出すること。

1 作成方法

ア) 表紙「競争参加資格証明資料の提出について」

- ・住所、商号又は名称、代表者氏名を記載、代表者印を押印の上、第2の資格要件を満たすこと並びに資料の内容について事実と相違ないことを誓約すること。

- ・記載様式は【様式-1】とする。

イ) 営業概要書、貸借対照表、損益計算書

- ・「契約実績」は、基準年度の売上実績を記入すること。

- ・「自己資本額」は、基準年度の決算における自己資本金の額を記入すること。

- ・「従業員数」は、基準日の前日における営業に従事する者（月20日以上勤務する常勤者）の数とし、大分県内に支店等を有するものにあつては、支店等に従事する者の数を（ ）内書きとすること。

- ・「営業年数」は基準日の前日までの営業年数を記入すること。

- ・「貸借対照表」「損益計算書」は、基準年度の決算の額を円単位で記入すること。（ただし、円単位による表示が困難な場合は、決算書による単位でも可）

- ・「貸借対照表」「損益計算書」を「決算書の写し」または「青色申告書・所得税確定申告書の写し」にかえることができる。

【注意】基準日とは、令和6年10月24日をいう。

また、基準年度とは、基準日の直前の営業年度をいう。

・営業概要書の記載様式は【様式-2】とする。

ウ) 納税証明書(県税)

・大分県の県税事務所が発行する証明。(すべての県税に未納の税額がないことを証明するもの。)

・営業年度に応じた直近の年度のものとする。(要原本)

エ) 納税証明書(法人税、消費税及び地方消費税)

・税務署が発行する法人税、消費税及び地方消費税に未納の税額がないことを証明するもの。(納税証明書(その3の3)) (要原本)

・営業年度に応じた直近の年度のものとする。

オ) 登記簿謄本(原本又は、その写し)

提出日前3ヶ月以内に発行したものとする。

カ) 定款(写し)

キ) 平成26年度以降の同種業務の経験

・平成26年度以降の同種業務の受注実績を記入すること。また、契約書の写しを添付すること。

・記載様式は【様式-3】とする。

ク) 配置予定業務代理人の氏名及び同種業務の経験

・配置予定の業務代理人が同種業務の管理・監督として従事した業務を記載すること。

・記載様式は【様式-4】とする。

ケ) 誓約書

大分県暴力団排除条例に基づき、行政事務全般から暴力団を排除するため、暴力団等でない旨の誓約を行うこと。

2 留意事項

ア) 証明資料の作成及び提出に要する費用は、資料の作成者の負担とするものとする。

イ) 提出期限以降における資料の差替え及び再提出は特別の事情がある場合を除き認めない。

ウ) 手続き等についての問い合わせ先は第3の3のイと同じ。

第5 入札保証金に関する事項

見積金額の100分の5以上。

第6 契約保証金に関する事項

免除する。

第7 無効入札に関する事項

公告に示した競争参加資格のない者のした入札、資料に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とし、無効の入札を行った者を落札者としていた場合には落札決定を取り消す。

また、この入札において談合情報が寄せられ、以下により談合があったものと認定された場合(談合情報と落札予定者が一致している場合で、次のア)からエ)のいずれかに該当する場合は、当該入札を無効とし、原則として当該入札参加者を排除する旨の要件を加えた上で再度公告を行うものとする。

ア) 落札予定金額(率)が入札結果と一致している。

- イ) すべての入札参加者が入札結果と一致している。
- ウ) 入札結果の落札予定金額（率）との差額が僅少で、入札結果に不自然な事実がある場合。
- エ) その他談合の事実を示す具体的な物証又は証言がある場合。

第8 最低制限価格に関する事項  
設定しない。

第9 その他必要と認める事項

1 落札決定

- ア) 第1の6に記載する予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認めるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とすることがある。
- イ) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、くじによる落札者決定を行う。この場合、当該入札者がくじを引かないときは、当該入札事務に関係のない職員に代わりにくじを引かせるものとする。
- ウ) 入札回数は、原則として2回までとし、落札者がいない場合は、随意契約に移行するものとする。ただし、初回の入札に参加しなかった者及び初回の入札が無効である者は、2回目の入札に参加できないものとする。
- エ) 契約担当者は、開札後、速やかに落札者を決定し、入札参加者に対して通知を行うとともに、当該入札結果を公表する。
- オ) 落札者とならなかった者は、落札者の公表を行った日の翌日から起算して5日以内（土曜日、日曜日及び祝日等の休日を含まない。）に契約担当者に対して、落札者とならなかった理由の説明を求めることができる。  
なお、説明の請求は書面（様式自由）を持参して提出するものとし、郵送又は電送によるものは受け付けないものとする。  
提出場所は、大分県別府土木事務所総務課工事経理班（2階）とする。
- カ) オ) の書面を提出した者に対しては、別府土木事務所競争参加資格認定委員会の議を経たうえで書面により回答する。  
なお、回答はオ) の請求期限の日の翌日から起算して5日以内（土曜日、日曜日及び祝日等の休日を含まない。）に行うものとする。

2 再苦情申立て

- 1のカ) の通知を受理した者であって、回答書による説明に不服がある者は、契約担当者を経由し、知事に対して再苦情の申立てを行うことができる。

別紙

## 入札にあたっての注意事項

- 1 代理人が入札する場合は、委任状【様式ー5】を提出すること。
- 2 代理人が入札する場合は、入札書に代理人の氏名を記入し、代理人の印鑑を押すこと。
- 3 次の各号の一に該当する入札は無効とする。
  - (1) 公告に示した競争参加資格要件を満たしていない者又は虚偽の申請を行った者のした入札
  - (2) 競争入札に際し、不当に価格をせり上げ、又は引き下げる目的で他人と連合したと認められる者のした入札
  - (3) 同一の入札について、二以上の入札をした者の入札
  - (4) 同一の入札について、二以上の入札者の代理人となった者のした入札
  - (5) 入札金額の訂正に訂正印のない入札
  - (6) 入札金額、住所、氏名、押印その他の入札要件を認定し難い入札
  - (7) 業務費内訳書の審査基準に該当する者のした入札
- 4 入札者は入札書の提出に至るまでは、いつでも入札を辞退することができる。なお、辞退を理由として、以降の入札について不利益な取扱いを受けるものではない。
- 5 1回目の入札時に、入札書記載金額に合致した業務費内訳書を提出すること。

## 業務費内訳書の提出について

当該委託業務の1回目の入札には業務費内訳書の提出が必要です。「4 審査基準」に該当する場合は入札を「無効」として取扱うこととなりますので、業務費内訳書の作成にあたっては、以下の点に注意してください。

### 1 提出方法

業務費内訳書は、入札書と併せて直接持参するものとする。

### 2 記載内容及び様式

記載内容は、数量、単価、金額等を明らかにし、入札価格と金額を一致させること。業務費内訳書の様式は、発注者が提供した場合は原則その様式を使用するものとする。

ただし、記載内容を明らかにしていれば任意の様式でも差し支えない。

### 3 審査方法

審査は、開札後、落札候補者が提出した業務費内訳書により行う。

### 4 審査基準

1回目の入札時の業務費内訳書が次に掲げる事項に該当する場合は、当該入札者の入札を無効として取扱うものとする。

(1) 業務費内訳書が未提出の場合

(2) 入札書に記載された入札金額と業務費内訳書の金額が一致しない場合

(3) 見積参考資料の工種・種別における各階層区分のうちレベル3相当以上の項目の記載が一式で全て脱落している場合

### 5 提出された業務費内訳書の取扱い

(1) 入札書提出後における業務費内訳書の差替、追加は認めないものとする。

(2) 発注者は、必要に応じて提出された業務費内訳書を公正取引委員会等へ提出することがある。

(3) 受注者は契約後に、発注者からより詳細な見積内訳の提示を求められた場合については、可能な限り対応すること。